

27-5. グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

【補助対象者】

平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けた中小企業者もしくは中小企業事業協同組合等

西予市では、「がんばろう西予！復興プロジェクト」グループが、グループ認定を受けました。グループへの参加を希望される場合は、西予市役所、西予市商工会へご連絡ください。

【補助対象事業費】

施設、設備の復旧費用等
(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)

【補助率及び補助金額】

補助率：中小企業者等 3/4 (国 1/2、県 1/4)

上限額：15 億円

【ホームページ】

中小企業庁→平成 30 年 7 月豪雨関連情報→中小企業向け支援策ガイドブック→愛媛県→リーフレットから詳細な内容をご確認いただけます。ご活用ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html>)

【相談窓口】

グループ補助金相談窓口西予オフィス (愛媛県設置)
野村林業センター 3 階会議室 1

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408
西予市商工会 0894-62-1240